

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和元年8月28日（水）15：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、御案内の時刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくをお願いいたします。

先ほどの関西電力の岩根社長との意見交換会の中で、特重施設が完成したら規制から外すのもありかなというようなことの趣旨をおっしゃっていたのですが、委員長は。その辺、よく内容が余り私はわからなかったもので、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 あれは多少けしかけるといえるか、挑発するような意味で極端な表現をとったということは自分でも十分理解をしているのですが、ある種の理想論を述べたもので、特定重大事故等対処施設を設置するようにと要求されなかったら、電力は作らなかったか。おそらく作らなかったのだらうと思います。性能も要求をしている。

ただし、一旦できたものに関して、今後の例えば改良点であるとか、もっと性能を高めたいとかというニーズというのは、本来であれば、理想的には、規制当局よりむしろ事業者自身が気づくものですね。

では、気づいたときに変更しようとなったら、今の仕組みだと、設置変更許可を申請して、許可を受けて、さらに設工認などの認可を受けてというプロセスになるけれども、改善のためのプロセスを、ある意味、規制がそいでしまうような側面もあるので、本来的に自主的な安全性向上を事業者が本当に認識していると考えるのであれば、例えば、一定程度の性能以上のものが設置されていることというざっくりした要求が置いてあるか、ないしはそれすらなくても、事業者自らがきちんと維持し、より性能を高めていくというような状況が本来は理想であろうと。これは特定重大事故等対処施設だけに限った話ではないですけれども。

さらに、一般論からいうと、通常から使用しているものに関しては、その性能が維持されているかどうかきちんと見るというのは、規制当局の役割として非常に重要なものですが、本当に使用頻度の小さなものに対して、事業者の設計や改善の弾力性を持たせるということは、これも同時に重要なことですので、ある意味、ちょっと挑発的

な理想論を申し上げたというのが本来の趣旨であります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

同じく先ほどの関西電力の社長との意見交換の関係なのですが、特重施設、いわゆるテロ対策施設の審査について、電事連会長としての発言として触れられたと思うのですが、いわゆる審査の迅速化といったところの発言もあったのですが、委員長としては率直にどのように受けとめられますか。

○更田委員長 非常に一般論としての御要望だったので、要するに、最善を尽くして工事も進めるけれども、審査もできるだけ効率的にねという御要望なので「はい」というのが答えでありまして、私たちの方だって、もちろんいたずらに時間をかけたいと思っているわけではないし、ただ、かといって、時間を気にして、何か曖昧なものを残したまま審査を終わらせるわけにはいかないの、時間よりももっと優先されるべきものは、きちんとした議論、共通理解を醸成して、確認をしていくということ、これは常に時間よりも優先される。

ただ、その中で、いたずらに効率の低い議論を延々と続けて、時間を浪費するようなことはないようにしたいというのはもっともなところですので、答えは非常に単純ですが、私たちもそのように思っていますということですね。

○記者 おそらく設置基準を意識した発言だったのかなと思うのですが、審査に時間がかかっているというか、審査にかかった時間については、委員長はどのようにお考えですか。

○更田委員長 あのときにもお答えしましたが、経過期間を設定する際に、審査終了後からとするわけにはなかなかいかない。あのとき申し上げましたが、そうしたら、今度、審査で寝っ転がっていれば、いつまでたっても作らなくていいということになりますよね。ですから、そういうわけにはいかないの、今回の場合は、本体施設の工事計画認可を受けてからという時計のスタートのさせ方をした。

ですから、経過期間の考え方というのは、なかなか個別に対処していく必要があるでしょうし、事例ごとに難しいところはありますけれども、どうしても一般論としては、審査に要する時間も含めた上での経過期間というのを設ける形になるのが一般的だろうと思います。

これは、だから、もう既に制度として動かしているものですから、今後、後続する審査というのは、前例がいかされてくることを期待したいと思いますし、審査をする側も経験を蓄積しているので、そういった意味で、効率化に努めていきたいとは思っています。

○記者 一応、最後にしたいと思うのですが、では、結局、審査の効率化といったらあれなのですが、特重施設に関する審査も、例えば、これまでかかってきたものより

かは短くなっていくといえますか、そういう認識なのですか。

○更田委員長 それは一概には言えないだろうと思います。もちろんサイト特性にもよりますから、余り、特重ですので、詳しく申し上げられないけれども、平坦な地下に設置する場合、ないしは障害物の反対側に設ける場合とか、さまざまなパターンがありますから、一般論としてはこれまでの経験がいかされるではあろうけれども、かといって、一律に今までよりも審査期間が短くなるかどうかというのは、お約束できないと思います。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。ユイさん。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

26日に東京電力が、柏崎刈羽の1～5号機について、6・7号機の再稼働後5年以内に1基以上の廃炉も想定したステップに入ると新潟県の柏崎市に対して回答しました。まだ規制当局が関与する段階ではないかとは思っているのですが、これについての受け止めと、あと、もう一点、6・7号機の再稼働が前提となっている点ですとか、そもそも7基が集中立地しているという発電所の条件を踏まえて、現段階で規制の観点から考えられる今後の課題がありましたら、お考えをお聞かせください。

○更田委員長 前半の部分に関して言えば、おっしゃっているように、あくまでこれは事業者の判断ですし、また、事業者が御地元との関係において、そういった方針を示されたものだと思いますので、これに対して規制当局として何ら見解というようなものがあるわけではありません。運転を目指すのであれば、設置変更許可の申請が行われるであろうし、廃炉に向かうのであれば、廃止措置の申請がなされることでしょうか、これに対してきちんと対応していくということに尽きると思います。

それから、6・7号機の運転が前提とされていること、これもあくまで事業者と、それから、御地元との関係において生まれたものですので、これに対しても特に規制当局として見解を申し上げるものではないけれども、ただ、7基というものが1サイトにあるという条件というのは、これは様々なもの、サイト内における対応、それから、サイト外における対応、どちらを含めても、やはり1サイトに7基あるだけではなくて、ほかのサイトでも、例えばサイト間が非常に近いケース等もありますので、こういったものに関しては、リスクの観点から関心を持ち続けていきたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、KBSの方。

○記者 韓国のテレビ局のKBSのファンと申します。

福島第一原発の処理水の問題について、お尋ねしたいと思うのですが、この水をこれからどうするかという問題で、委員長は特に海洋放出をするよう求めていると知られているのですが、その理由について説明してください。

○更田委員長 まず、あらかじめ申し上げておかなければいけないのは、処理を終えた水の処分方法については、まだ結論が出ているわけではありません。御承知のように、経済産業省、資源エネルギー庁のもとでの委員会での議論が進められて、さらに、その上で政府としての判断。

私は、前から申し上げているように、東電としての判断がまず表明されてしかるべきだと思っていますけれども、これはなかなか望めそうになくて、ただ、時間から考えても、規制委員会としては、なるべく早い時点で政府としての判断がされることを期待をしています。

御質問の規制委員会が求めているという言い方は必ずしもふさわしくはないですけれども、当初、検討の対象とされた選択肢の中で、実行可能な選択肢として考えられるものは、十分な希釈を行った上での海洋放出であるというのが原子力規制委員会の見解で、これは現在も変わっていません。

その他の選択肢というのは、時間であるとか、それから、乗り越えなければならない技術的な課題から考えて、なかなか現実的なものとは考えにくいと。そういった意味で、原子力規制委員会は、実行可能な選択肢として挙げられるのは、希釈後の海洋放出であろうと述べているところです。

○記者 ありがとうございます。また、多くの韓国人は、汚染された水が海を通じて韓国の方に流れてくるのではないかという心配があるのですけれども、それについて、どう説明できるのでしょうか。

○更田委員長 御心配がさまざまな方においてあるのは当然のことだろうと思っています。純粹に科学的に成分だけから言えば、韓国にある原子力発電所も含めてですけれども、発電所から出てきている液体廃棄物と変わらないものではあっても、やはり事故を経た炉心を一旦通ってきた水というものに対して、心理的なものも含めて強い抵抗があるだろうことは当然のことだろうと思います。したがって、これは規制委員会だけの役割ではないですし、東京電力の責任が中心にはなりますけれども、どのようなものが出ていくのかということはきちんと説明する必要があるでしょうし、また、放出が仮に選択肢として決定された場合には、放出前の希釈がどういった形で行われるか、放流されるものの濃度はどのように確認されているかに関しては十分な説明を加えていく必要があるだろうと思っています。

○司会 ほかがございますでしょうか。それでは、どうぞ。

○記者 朝日新聞のカトウと申します。

今、経済界、産業界から、原発の安全対策費がかなりかさんで、審査も長引いて、その辺から見て、これは安全性を確保しながらということなのですが、規制の合理化とか審査の迅速化を求める声が強まっているようなのですが、それについて、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 もちろん十分な安全性の確認、確保がなされるのだったら、早い方がいいと思われるのは当然のことだろうと思いますけれども、私たちは迅速化を確認よりも優先させることは決してしない。事故から年数がたって、事故の直後の反省というものが薄らいできているのではないかという懸念は持ちます。あのときに福島第一原子力発電所事故に衝撃を受けて、厳しい反省のもとに法律も改正をされて、原子力規制委員会が発足したときの意識に常に立ち戻る考えで審査に臨むことが私たちにとっては重要だと思っています。確かにあれから大きな事故はない。そうすると、だんだん人というのは、また戻っていく。私たちは決して、かつてたどってきたような道に戻っていかないという決意のもとに設置された、それを求められて設置された組織だと自認していますので、一般論として、効率的で、かつ迅速な審査が望まれることは正しいと思いますし、私たちもそのように心がけたいと思いますけれども、決して時間のために私たちは審査の内容で妥協する考えは持っていません。

○司会 ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

委員長、まだ報道ベースで恐縮なのですが、お盆の休みのときから、東電、中部電力、東芝、日立が、4社の合意のもとに共同事業体を設立すると。中身は何かというと、1つは保守点検を目指したいということが書かれています。一部報道ですと、今日にでも発表みたいなことを言っています。まだ発表の前段階で恐縮なのですが、2つの事業会社、さらにはメーカーも入れて保守点検となった場合に、安全性ですとか、効率性ですとか、費用対効果とかいうところから見て、何かしら雑感で結構なのですが、お感じになるところがあればお伺いできますでしょうか。

○更田委員長 これも一般論ですけれども、ある意味、マーケットが小さくなっているわけなので、そこに対応する企業が一緒になったり、新しい事業主体が生まれてくるというのは、流れとしては自然なことなのだろうと思います。特に既存の事業者同士が手を携えて共同で物に当たる、それから、メーカーも含めてという対処が安全上ないしはプラントの保全上、特段の大きな問題を生むとは捉えていません。あくまでこれは事業者、産業界における議論の問題であって、ポイントは、基本的に設置される新たな主体がきちんと運営されるかどうかであって、合流すること自体を問題視するという考えを持っているわけではありません。

○記者 お伺いしたかったのは、運営とか運用とかいうものは別なのかもしれませんが、ただ安全上という観点から見て、2つの事業者が一緒になり、メーカーも加わるということで、保守ということであるのだとするならば、それは非常に効果が望めそうなものなのか、問題はないとおっしゃったのでよくわかるのですが、そこら辺をちょっと。

○更田委員長 そうですね。効果も望めるとは思います。経験が共有される部分がある。ただ、一方で、競争は競争で、保全等に対して一定の効果を持ちますので、合流したら

目覚ましく大きなメリットがと言えるかどうかは、なかなか議論の分かれるところだろうとは思いますが。

○司会 ほかほかございますか。カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

先ほど岩根社長とのやりとり、電事連会長としてのやりとりで、再処理工場の手続の中で、使用前検査、旧規制当局、保安院だと思えるのですけれども、その件をどう捉えるかという質問というか、意図を教えてください。

○更田委員長 これはこれからであって、まだまだなののですけれども、しかもまだ事業許可に対する判断を下しているわけではないので、先の話ではありますし、また事業許可における判断がどうなるか、決まっているわけではないので、あくまで先の話ではあるのですけれども、仮に事業許可という段階に至って、次のステップにいったら、今度は設工認と使用前検査という形になります。設工認、使用前検査のかなりの部分は原子力安全保安院によって既になされている部分があって、この部分をどう見るかというのは、これはあくまで事業許可になった場合の仮の話ですけれども、次の段階としては、設工認をどう進めるか、使用前検査をどう行うかは、今日も岩根社長が言及されていたように、機器の数はめっちゃめっちゃ多いので、これをどう進めるかの検討は、事業許可に対する判断の後、大きな課題になるだろうとは思っています。これは私たちとしての課題だし、また、原燃との間のコミュニケーションも重要だろうと思います。

○記者 趣旨としては、旧当局でなされたところは省きましょうとか、そういう意図ですか。

○更田委員長 一概にそうはならないだろうと思っています。例えば、耐震性等に関して言えば、Ss等が変わっているわけなので、当然、新たに確認をしなければならない範囲は随分あるだろうとは思っています。ですから、新たに行わなければならない部分が、決して省略しようとしているわけではなくて、ただし、あるデータなり、ある知見なりは有効に活用したいと思うので。ただ、これはまだ事業許可の判断までいっているわけではないので、まだまだ先の話であって、それについて考えようというのものとば口に差しかかったようなところですので、具体的にどういう検討になるか。ただ、繰り返しますけれども、再処理施設の審査の全体のプロセスの中では、設工認、使用前検査が非常に大きな比重を占めるので、ここについては次のステップではあるものの、しっかりとそのときに考える必要があるだろうと思っています。

○記者 わかりました。あと一点、同じ関係で、審査体制、設工認の方でも一貫した体制をとるのが要望としてあったと思うのですけれども、要は、体制が最近変わって、やはりやり直し感があるのではないかという意図があったかと思うのですけれども、体制についてはどうお考えですか。

○更田委員長 事業許可に対する審査の体制が変わったのは事実としてありますけれども、

日本原燃に聞いてみてくださいよ。変わったことを歓迎しているのか、歓迎していないのか。ちょっと私としては関心を持っているのですけれども。一貫した体制がいいのか、やはり状況に応じて体制の変更があったほうがいいのかというのは、それはケース・バイ・ケースだろうと思っていますし、それから、最初に立てた体制がどのようなものであるかということにもよるだろうとは思いますが。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかはどうでしょうか。最後にマルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。

今朝、佐賀とか福岡に大雨特別警報が出たのですけれども、佐賀には稼働中の玄海原発があったわけですが、今まで日本で余り降らなかったような、何十年に一度みたいな記録的な集中豪雨に対して、具体的に原発のリスクというのは、委員長はどのようなことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 大雨によるリスクですか。そうですね、すぐ浮かぶのは、我が国の原子力発電所は海岸に設置されているケースがほとんどですが、海外の原子力発電所の場合は川べりに設置されているケースがあって、大雨の影響をより強く受けるのは、そういった川に設置されているケースの方が多い。上流側に大雨が降って、いわゆる洪水ですね。洪水リスクというのは、欧米の原子力発電所について、きちんと対処しておくべき脅威の一つとして捉えられています。

日本の場合は、海岸沿いということもあって、もちろん地滑りであるとかは、新規制基準適合性の審査の中で確認しています。例えば、事故時の対処に必要なアクセスルートにおいては、近辺の斜面が地滑りを起こさないように、きちんと固めておくということですが、こういったものは審査の中で見えていますし、敷地内が冠水することによってと言っても、冠水の程度にもよりますが、基本的に発電所の中の要員のルート等はきちんと整調されていますし、程度にもよりますが、大雨そのものによって発電所が極めて大きな脅威を受けるということはなかなか考えにくい。ただ、竜巻であるとか、異常気象、ハザードについては、新規制基準適合性、あらゆる自然ハザード、考えられる範囲でのものにはもちろんとどまりますけれども、自然ハザードの脅威については新規制基準適合性の中で見てきている。もちろん気象データに関して、新たな気象データが、大きな変更があれば、必要に応じて対処を求めていくことは理屈の上ではあるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。